

申請すると調査が行われます

1 要介護(要支援)認定の申請をします

サービスの利用を希望する人は、市区町村の窓口に認定の申請をしてください。

申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、または省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)

申請書には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

居宅介護支援事業者

都道府県の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。



- 介護予防ケアマネジメント(自立した生活ができるよう支援します)
- 総合的な相談・支援(何でもご相談ください)
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止(みんなの権利を守ります)
- ケアマネジャーへの支援(さまざまな方面から支えます)

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになります。

2 認定調査が行われます

●訪問調査

市区町村の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査をします。(全国共通の調査票が使われます)



●主治医の意見書

本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がない人は市区町村の指定した医師の診断を受けます。



主な調査項目

基本調査

- | | |
|-----------|---------------|
| ●麻痺などの有無 | ●清潔 |
| ●拘縮の有無 | ●衣服着脱 |
| ●寝返り | ●薬の内服 |
| ●起き上がり | ●金銭の管理 |
| ●座位保持 | ●日常の意思決定 |
| ●両足での立位保持 | ●視力 |
| ●歩行 | ●聽力 |
| ●移乗 | ●意思の伝達 |
| ●移動 | ●記憶・理解 |
| ●立ち上がり | ●ひどい物忘れ |
| ●片足での立位保持 | ●大声を出す |
| ●洗身 | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●えん下 | ●日常生活自立度 |
| ●食事摂取 | ●外出頻度 |
| ●排尿 | |
| ●排便 | |

概況調査

特記事項

認定調査を受けるときのポイントは?

●体調のよいとき(通常時)に調査を

いつもと違う体調のときでは正しい調査ができないことがあります。

●困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないことも。困りごとなどはメモしておくと安心です。

●家族などに同席してもらう

家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

●日常の補装具があれば伝える

つえなど日常的に使っている補装具がある場合は、使用状態を伝えましょう。